

## 沼田市森林ビジョン（仮称）策定業務委託仕様書

### 1 業務名

沼田市森林ビジョン（仮称）策定業務委託

### 2 業務の目的

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び森林経営管理法の施行により、市が主体的に森林・林業施策に取り組むことが求められている。

森林の持つ多面的機能を次世代に引き継ぐためには、市内の森林資源及び森林の現状を把握し、理想的な将来像を描いた上で、その実現に向け森林整備・管理等を行なわなければならない。

よって、市内の森林が50年後に目指す姿を具体化する、沼田市森林ビジョン（仮称）（以下「ビジョン」という。）を策定する。

### 3 業務場所

沼田市内

### 4 業務の実施期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

### 5 業務の内容

#### (1) 森林現況調査業務

市内の森林に関する基礎資料・データを収集し、現況を分析する。また、森林を取り巻く国の施策や方針について、情報収集を行う。

#### (2) 森林ビジョン策定委員会（仮称）の設置支援業務

ビジョンは、森林・林業関係者にとどまらず観光業や若い世代などからの幅広い意見を基に策定することとし、沼田市森林ビジョン策定委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を組成する。受注者は市内の森林に関わる様々な業種の関係者からヒアリングを行い、委員の選定支援を行う。

委員の人数は発注者との協議により決定するが、10名程度を想定している。

なお、令和7年度に市が実施した市内外の関連業者へのヒアリング結果を提供することは可能とする。

#### (3) 委員会の運營業務

受注者は、委員会で円滑な議論が行われるよう開催内容を検討し、説明資料の作成及び進行を行う。

委員会に係る議事録は、発注者との協議のもと受注者が作成する。

委員会の開催回数は発注者との協議により決定するが、5回程度を想定している。

#### (4) ビジョン策定業務

受注者は、森林現況調査及び委員会の結果から、市内の森林が目指す姿や方向性及び市が推進すべき森林整備・管理の方策を整理し、ビジョンを策定する。

なお、沼田市第六次総合計画、沼田市森林整備計画、沼田市森林アクションプラン等関連する市の計画との整合を図り、沼田市の特色や地域特性に応じたビジョンを作成するものとする。

### 6 打ち合わせ協議

本業務の実施に当たり、業務の適切な遂行を図るため、受注者は発注者と業務の進捗状況の報告及び打ち合わせを定期的を実施するとともに、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。また、打合せ後は議事録を作成し速やかに発注者へ提出する。

### 7 納入成果品

#### (1) ビジョン

製本 1 部、電子データ 1 式 (Word 形式、PDF 形式)

#### (2) 業務報告書

製本 1 部、電子データ 1 式 (Word 形式、PDF 形式)

### 8 秘密の保持

受注者は、正当な理由なく、本業務の実施において知り得た秘密を漏らし、かつ他の目的に使用することがないよう必要な措置を講じなければならない。

なお、本業務の完了後においても同様とする。

### 9 個人情報の保護

受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、本業務の実施において知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

なお、本業務の完了後においても同様とする。

### 10 成果品の契約不適合

受注者は、本業務の完了後において受注者の契約不適合に起因する不良箇所が発見されたときは、訂正、補足その他必要な作業を受注者の負担において行い、その結果を発注者に報告し、改めて成果品を提出しなければならない。

### 11 業務の再委託

(1) 受注者は、業務の過半を他の事業者に再委託してはならない。業務の一部を第三者へ再委託する場合には、事前に市の承認を得なければならない。

- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に本仕様書に定める受注者の義務と同様の責任を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する全ての責任を負うものとする。

## 1.2 留意事項

- (1) 本業務において使用又は作成した成果品は、全て発注者に帰属するものであり、発注者の許可なく公表、複製、貸与及び使用してはならない。
- (2) 本仕様書は、発注者が想定する最低限の業務概要を示すものであり、受注者の提案内容を制限するものではない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者及び受注者の協議により定める。

## 1.3 その他注意事項

本事業に係る提案書、見積書、その他提出書類については、沼田市情報公開条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき、開示請求の対象となります。

なお、提出者は非公開を希望する箇所がある場合、該当箇所を明示し、その理由（例：技術上・営業上の秘密に該当）を別紙に記載してください。ただし、提出者が非公開を希望した場合であっても、条例に基づき公開対象となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。